

へいせい ねん ど だい かい  
平成 22 年度 第 1 回

さつぽろしししょうがいしゃし さくすいしんきょうぎかい  
札幌市障害者施策推進協議会

かい ぎ ろく  
会 議 録

にち じ : へいせい ねん がつ にち (もく) ごご じ かい  
日 時 : 平成 22 年 8 月 26 日 (木) 午後 2 時 開会

ば しょ : さつぽろしししょうかくしやう しゃじょうほう かい だいかいぎしつ  
場 所 : 札幌市視聴覚障がい者情報センター 2階 大会議室

## 1. 開 会

事務局(天田 障がい福祉課長) 定刻となりましたので、ただいまから平成22年度第1回札幌市障害者施策推進協議会を開催させていただきますとおもいます。

本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

冒頭に司会を担当させていただきます札幌市障がい福祉課長の天田でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日、この協議会につきましては、会議を公開としております。現時点ではまだ傍聴の希望者はありませんが、後ほど希望があった場合については後部の座席を傍聴者席としてご用意させていただいておりますので、ご紹介させていただきます。

それでは、まず初めに資料の確認をお願いしたいと思います。

お手元にクリップどめで編綴したものが中心にございますので、これをごらんいただきたいとおもいます。

一番最初に、座席表でございます。その次が委員名簿でございます。その次からが資料になりますが、本日の協議会次第でございます。その次に、配付資料の一覧表がございますが、この資料一覧に沿いましてご確認をいただきたいとおもいます。

資料1といたしまして、A4判横の札幌市障害者保健福祉計画等の改定についてでございます。資料2-1は、別冊になっておりますが、カラー刷りで「職場で使える『虎の巻』 発達障がいのある人たちへの八つの支援ポイント」というものでございます。これは、後ほどご説明させていただきます。関連資料といたしまして、資料2-2は、札幌市発達障がい者支援施策体系図でございます。これも、クリップどめで一式に編綴させていただいております。続きまして、資料3は、移動支援ガイドラインでございます。これはホチキスどめをさせていただいております。資料4は、A3判を折りたたんでおりますが、障害者制度改革の推進のための基本的な方向についてでございます。続きまして、資料5は、A4判横になりますが、札幌市障害福祉サービス事業所等空き情報ホームページ開設についてでございます。その他、参考資料といたしまして、札幌市障害者施策推進協議会条例、あわせて、政策提言サポーター名簿をご用意させていただいております。

以上が配付資料となりますが、もしも落 ち または遺漏等がございましたら事務局に

もう おも  
お申し付けいただければと思います。

## 2. 札幌市 障がい福祉担当部長 あいさつ

じむきょく あまだしょう ふくしかちょう かいかい あ さつぼろししょう  
事務局(天田 障がい福祉課長) それでは、開会に当たりまして、札幌市 障がい  
福祉担当部長の村木よりごあいさつを申し上げます。

むらきしょう ふくしたんとうぶちょう しょう ふくしたんとうぶちょう むらき  
村木 障がい福祉担当部長 障がい福祉担当部長の村木でございます。

ほんじつ いそが なか しょうがいしゃしきすいしんきょうぎかい しゅっせき  
本日は、お忙しい中、障害者施策推進協議会にご出席をいただきまして、

まことにありがとうございます。

みなさまがた ひ ごろから ほんし しょう ふくししきく すいしん ただい しえん  
また、皆様方には、日ごろから本市の 障がい福祉施策の推進に多大なるご支援、ご  
りかい きょうりょく ところ れい もう あ  
理解、ご協力をいただき、心からお礼を申し上げます。

きょうぎかい しょうがいしゃきほんほう もと しょう しゃふくししきく そうごうてき  
この協議会は、障害者基本法に基づきまして、障がい者福祉施策の総合的か  
つ けいかくてき すいしん しんぎ きかん こんかい こんねんどう  
つ 計画的な推進につきましてご審議をいただくための機関でございます。今回は、今年度  
だい かいめ きょうぎかい しょうがいしゃほけんふくしけいかくとう かいてい はったつしょう しゃ  
第1回目の協議会となりますが、障害者保健福祉計画等の改定、発達障がい者  
しえんしきく しんぎ ぞん  
支援施策などさまざまなことについてご審議いただきたく存じます。

さいきん ほんし しょう ふくしかんけい できごと がつ しょう しゃ  
最近の本市の 障がい福祉関係の出来事といたしましては、5月に 障がい者による  
せいさくていげん かいせん きんこう はいふしりょう  
政策提言サポーターのメンバーが改選になりました。参考といたしまして、配付資料  
の最後に名簿をつけてございます。また、9月には、21日過ぎになりますが、市役所の  
さいご めいぼ がつ にちす しゃくしょ  
1階ロビーに 障がいのある方が働く場として元気カフェをオープンいたします。設置  
に当たりましては、だいがくせい しょう ふくし じぎょうしょ かたがた うんえいほうほうとう  
あ 大学生や 障がい福祉サービス事業所の方々などと運営方法等  
についてワークショップを重ねてまいりました。市役所にお越しの際には、1階にござ  
いますので、ぜひご利用のほどをよろしくお願いいたします。

さいご いいん みなさまがた ながねん しょう ふくし たずさ  
最後になりますけれども、委員の皆様方におかれましては、長年、障がい福祉に携  
わっておられる豊かなご経験に 培われたご見識や 障がい当事者としての思いなど  
を 通じて、ほんし しょう ふくししきく きちょう いけん たまわ かんが  
つう 通じて、本市の 障がい福祉施策に貴重なご意見を賜りたいと考えておりますので、  
どうぞよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

## 3. 委員 紹介

事務局（天田 障 がい福祉課長） ここで、委員の皆様をご紹介させていただきます。

本年6月に所属機関の人事異動がございましたので、一部、委員の改選を行わせていただいております。お時間の関係もございましたので、大変恐縮ですが、ご所属等につきましては省略させていただきます。お名前のみを座席表の順にご紹介させていただきます。

まず、本協議会の会長をお引き受けいただいております田中耕一郎委員でございます。

阿部益太郎委員につきましては、本日はご欠席とのご連絡をいただいております。

それから、副会長の浅香博文委員でございます。

池田啓子委員でございます。

扇谷明美委員でございます。

大友芳恵委員でございます。

大西洋一委員でございます。

岡五百理委員でございます。

押見弘子委員でございます。

さがわとしき委員でございます。

貞本晃一委員でございます。今回、新たにご就任いただいております。

佐藤義夫委員でございます。

芝木厚子委員につきましては、本日はご欠席とのご連絡をいただいております。

千貝愛委員でございます。

西坂自然委員でございます。

西野千郷委員でございます。

林秀喜委員でございます。林秀喜委員につきましても、今回、新たにご就任

いただいております。

ひろおかひろしい委員でございます。

やまうち 山内まゆみ委員でございます。

よしだのぶこ委員でございます。

つづ じむきょく しょうかい  
続きまして、事務局をご紹介させていただきます。

あらた しょう ふうし たんとくちょう むらき  
改めまして、障がい福祉担当部長の村木でございます。

じりつしえん たんとくちょう おがわ こんかい がつ じんじいどう ともな ちやくにん  
自立支援担当課長の小川でございます。今回、4月の人事異動に伴いまして着任  
しておりますので、よろしくお願いたします。

じぎょうけいかく たんとくちょう にしだ  
それから、事業計画担当係長の西田でございます。

はつたつしょう たんとくちょう よしもり  
発達障がい担当係長の吉森でございます。

きゅうふかんりかちょう やすだ  
給付管理係長の安田でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

それでは、以降の進行につきましては、たなかかちょう ねが おも  
田中会長にお願したいと思っておりますので、  
どうぞよろしくお願いたします。

#### 4. 議 事

たなかかちょう みな あつ なか あつ  
田中会長 皆さん、暑い中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

こんねんどさいしよ すいしんきぎょうかい  
今年度最初の推進協議会ということで、きょうは、さっぽろし しょう ふうしけいかく  
札幌市の障がい福祉計画の  
かいてい かん ていあん さっぽろし あたら しさく かん いく じょうほうていきょう  
改定に関する提案、あるいは、札幌市の新しい施策に関する幾つかの情報提供  
が予定されております。また、きょうも、いいん みな たちば きたん  
委員の皆さんそれぞれのお立場から忌憚のない  
ご意見をいただいて、みの きょうぎ けんとう きょうりよく ねが  
実りのある協議、検討ができますようご協力をよろしくお願  
いたします。

それでは、しだい そ すす  
次第に沿って進めさせていただきます。

まず、ぎだい さっぽろししょうがいしゃほけんふうしけいかくとう かいてい  
議題の(1)の札幌市障害者保健福祉計画等の改定についてということで、  
じむきょく せつめい ねが  
事務局からご説明をお願いたします。

じむきょく にしだじぎょうけいかく たんとくちょう じぎょうけいかく たんとくちょう にしだ もう  
事務局(西田事業計画担当係長) 事業計画担当係長の西田と申します。  
よろしくお願いたします。

きょうしゆく すわ せつめい  
恐縮ですが、座って説明させていただきます。

しりょう おも  
資料1をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページ目ですが、さっぽろし しょう ふうし かん けいかく ふた  
札幌市として障がい福祉に関する計画が二つございます。

ひと め さっぽろししょうがいしゃほけんふうしけいかく けいかく  
一つ目は、として、札幌市障害者保健福祉計画というものがございまして、計画  
きかん へいせい ねん がつ へいせい ねん がつ ねんかん けいかく ふた  
期間は平成15年4月から平成25年3月までの10年間の計画でございます。二

つめとして、札幌市障がい福祉計画というものがございます。計画期間は、平成21年4月から平成24年3月の3年間の計画でございます。この二つの計画につきまして、来年度、平成23年度中に改定作業を行う予定でございます。したがって、審につきましては1年前倒して改定することを検討しております。

資料の下の方に行きまして、主なスケジュールの予定でございますけれども、今年度、平成22年11月に障がい児・者実態調査ということでアンケート調査を実施する予定でございます。その調査結果も踏まえて議論を重ね、平成23年12月ごろに計画の素案を作成する予定でございます。計画の公表といたしましては、平成24年3月を予定しております。

続きまして、2ページ目をごらんください。

先ほど、ことしの11月ごろにアンケート調査を予定しているとお話いたしましたけれども、その概要につきましてご説明したいと思っております。

目的といたしまして、計画を策定するに当たりまして障がい児・者の実態、ニーズなどを把握するというところでございます。調査期間につきましては、ことしの11月の1カ月間を予定しております。調査対象者と調査方法ですが、アンケートの種類は四つ予定しております。一つ目は、いわゆる保健福祉に関するアンケート調査ということで、身体、知的、精神の障がいのある方を対象として行うものです。二つ目として、施設入所者調査ということで、これは、入所者につきまして、施設の方から本人に聞き取りをしていただくことを予定しております。次に、三つ目の精神科病院入院患者調査でございますが、これは、札幌市内の精神科病院の入院患者につきまして、病院の職員の方にご本人に聞き取っていただくことを予定しております。最後に、四つ目ですが、市民意識調査ということで、20歳以上の市民の方に対してアンケート調査を行う予定でございます。

このアンケート調査のメニューは、前回の調査と同じでございます。

次に、3ページ目をごらんください。

保健福祉に関するアンケート調査の項目についてご説明したいと思っております。

これは、現在検討中でございますけれども、地域生活支援、就労支援、共生社会の実現というテーマで予定しております。具体的な質問内容についてもたまた

検討中

けんとうちゅう  
でございまして、前回調査と比較して、答えやすいようにシンプルな文章  
することを考えております。また、これまで、身体、知的、精神をそれぞれ個別の調査票  
としておりましたけれども、今回は3障がい共通の調査票とすることも検討し  
ております。設問数も、今までだと70問近くありましたが、より答えやすいように配慮  
するということで、課題を絞って約20問前後の設問数とすることも想定してありま  
す。

つづ  
続きまして、4ページ目をごらんいただきたいと思います。

ばんめ  
2番目の施設入所者調査でございますけれども、これは、前回同様に、本人の  
じょうきょう  
状況についてから始まり、地域生活への移行、退所の可能性などについて調査す  
る予定であります。

つぎ  
次に、3番目の精神科病院入院患者調査でございますけれども、これも、前回  
同様に、本人の状況とか、退院に向けての要件、あるいは、退院に向けての必要  
な資源などについてアンケートを行う予定でございます。この調査を進めるに当たり  
まして、前回調査と同様に、市内の精神科病院のご協力をいただくことを想定  
しております。特に、番の入院患者調査につきましては、病院の職員の方に  
に入院患者ご本人の状況を聞き取っていただくことを前回同様に予定してありま  
して、今後、具体的な作業を進めるに当たりましては、医師会の精神科医会様などと  
ご相談させていただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いたし  
たいと思います。

つぎ  
次に、4番目の市民意識調査でございますけれども、これも、前回同様に、札幌市内  
に住民票を置く市民を無作為抽出いたしまして、いわゆる障がい福祉に関して  
の理解促進などを調査する予定でございます。

いじょう  
以上、障害者保健福祉計画等の改定、あるいは障がい児・者実態調査の概要  
についてご説明いたしました。よろしく願いたします。

たなか  
田中会長 ありがとうございます。

さっぽろし  
札幌市の二つの障がい者関連の年次計画についての改定ということで、今後のス  
ケジュールと、改定のために役立てようということでデータを集めるための調査の概要  
についてご説明いただきました。



多分、なぜこの二つの計画が存在するのかというところからのご質問かなと思います。

障害者保健福祉計画は、実は障害者基本法という法律がございしますが、これは、今、西田係長がご説明しましたように、福祉サービスだけではなくて、教育、雇用など、障がいのある方の生活全般にかかわる諸問題について国を挙げて取り組んでいこうという趣旨の法律でございします。この中で、札幌市につきましては平成15年4月、今申し上げた障害者基本法に基づきまして、この当時は都道府県、指定都市は策定義務が求められました。その当時は、その他の市町村については任意となっておりますが、平成18年度以降につきましてはすべての市町村においてこの全体計画を策定するよというふうになっております。そういった面では、障がい者にかかわるいわゆる基本計画ということになると思います。

あわせて、札幌市障がい福祉計画は、これもご説明は重なりますが、もう一つ、いわゆる1ランク下がりますけれども、障害者自立支援法に基づき、都道府県、指定都市がそれぞれすべて定めなければならないとなっております。これは、障がい福祉サービスに係る3年間の計画で、順次、サービスの充実を図っていくものです。そういった面では、かなり福祉サービスに限定したものになります。

そういったしますと、障害者保健福祉計画と障がい福祉計画は、例えばホームヘルプとか日中活動サービス、それから住まいの場の確保を含めたいわゆる福祉サービス分野については重なります。ただ、現在の計画は同じ期間ではないものですから重なっていない、そういう非常にわかりづらいところがあります。そこで、これにつきましては、考え方として、計画年次を合わせて、平成23年度中に改定して平成24年4月から両計画を整合性のあるものにしていきたい、そういう趣旨で計画時期を考えております。

参考までに、高齢者につきましては、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画があります。これも、高齢者保健福祉計画については非常に幅広い計画ですが、そのうち介護保険に関する事業部分が介護保険事業計画ということで、これも重なっております。そういったことから、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画についても、

内容については整合性をとって策定するという作業になっています。

そういった面では、私たちも、福祉サービスに重なる部分についてはできるだけ計画年次、計画目標がずれないように整合性をとっていきたいと思っております。趣旨としては一応そんな形になっております。

田中会長 資料1の1ページのの計画の方が、先ほどおっしゃられた障害者基本法に基づく総合的な計画、の方は、障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスに特化した計画だという説明ですね。

ほかに何かご質問、ご意見はありますか。

佐川委員 佐川と言います。

来年度以降、障害者保健福祉計画の方が前倒しということです。ただ、平成25年度以降、恐らく、今後、政府の方で国の障害者基本法の改定、それから総合福祉法の策定、また、自立支援法の抜本的見直しが平成25年あたりからということで、この法律もどう変わるかわかりませんが、今のところそういうふうなことで見直しが図られようとしております。細かいところではなく、大枠で決めるのでありましようけれども、もしちょっとした文言のところでは不都合が出て札幌市の改定案と整合性がとれないような場合にはどのように考えているのでしょうか。

田中会長 ありがとうございます。

、の計画の根拠となる法律が今ちょうど改革の方向で動いているので、それとの絡みをお聞かせくださいということです。

事務局（天田障がい福祉課長）非常に悩ましいご質問をちょうだいいたしました。

実は、障がい者施策において国レベルでの見直しの作業が行われていることは各委員もご承知だと思っておりますが、では、どんなことが議論されているのかというのはなかなか見えてこないのが現状でございます。その中で、障害者保健福祉計画のものととなります障害者基本法については、理念、障がい者の範囲の見直し等も含めて幅広くご議論が進んでいると聞いております。

では、自治体として計画をどうしようかということになりますと、まさに国の方向性が示されないとなかなか進められないのが現状でございます。一方では、この計画と

いたしましては、このままいきますと計画年次としてはそのまま切れてしまうという中で、やはり何もしないということにならないものですから、基本的には現状の法律が維持されるという前提の中で作業を進めていきたいと思っております。

ただし、いろいろなアンケート調査、それから、今後、基礎的なデータも収集することになりますが、最終的に計画策定の文章作業に入っていく際には、当然、国の動向等も横にらみしながら作業を進めていきたいと思っております。そういった面では、後ほど情報提供というところでお話しさせていただきますが、国の制度見直しは平成23年度中には示されるであろうということをご期待しつつ、平成23年度の後半の作業で文章作業に入りますので、その中で十分留意していきたいというふうに思っております。

また、我々が全く想定しないものが入ってきたときにどうするかということも実はございますが、これについてもできるだけ反映した形で計画づくりを進めていきたいと思っております。ただ、その内容によりましては、一たん計画を策定させていただいて、その後、一部補強ということも場合によっては考えなければならないかなと思っております。例えば、先ほど二つの計画を申し上げましたが、札幌市障がい福祉計画も、障害者自立支援法が平成18年にスタートしましたから、障害者保健福祉計画とは整合性がとれなかったのですね。今のところ、計画としてそれぞれ整合性がとれないところも見えますが、福祉サービス関係については障がい福祉計画を優先して適用していくようにして、一応、補強関係という形で整理をさせていただいております。場合によりましては、そのようなことも含めて考えていかなければならないかなというスケジュールの内容でございます。

答えになっていないと思いますが、そういったことも含めて今後検討していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

岡委員 調査の対象者、方法についてです。

の保健福祉に関するアンケート調査で、身体、知的に関してはわかりますけれども、精神につきましては医療機関や施設等とありますが、この医療機関というのは病院並びに医院と考えるとよろしいのか、施設等は何を指しておられるのか、それから、調査票を留置して行うというのは具体的にどういう方法なのか、また、対象者数

はどれくらいを<sup>かんが</sup> 考えておられるのか、そして、このアンケートは<sup>がいらい</sup> 外来の方のみを<sup>たいしやう</sup> 対象としておられるのか、いかがでしょうか。

事務局(西田事業計画担当係<sup>ちゆうさ</sup> 長) アンケート調査の<sup>ぜんぱんてき</sup> 全般的な内容<sup>ないよう</sup> ということだと思<sup>おも</sup> います。

まず、<sup>いりやうきかん</sup> 医療機関<sup>さっぽろしな</sup> というのは、札幌市内の<sup>せいしんかびやういん</sup> 精神科病院<sup>げんざい</sup> は現在<sup>おも</sup> 37あると思<sup>おも</sup> いますが、<sup>いりやうきかん</sup> 医療機関はその<sup>びやういん</sup> 37の病院<sup>しせつとう</sup> ということです。また、<sup>しせつとう</sup> 施設等<sup>しせつとう</sup> ということですが、いわゆる<sup>しょう</sup> 障がい福祉サービス<sup>い</sup> に言うところの<sup>しやう</sup> グループホーム、ケアホーム、あるいは、<sup>にちちゆう</sup> 日中<sup>かつどうけい</sup> 活動系サービス<sup>しゅうろうしえん</sup> として<sup>しせつ</sup> 就労支援<sup>ちいきかつどうしえん</sup> などの施設、<sup>さぎやうしよ</sup> 地域活動支援センター、<sup>しせつ</sup> 作業所<sup>かたがた</sup> などで、<sup>たいしやうしや</sup> それらの施設<sup>くたいてき</sup> に入居<sup>かたがた</sup> あるいは<sup>ちゆうさ</sup> 通所<sup>か</sup> されている<sup>しせつ</sup> 方々<sup>しよくいん</sup> を<sup>かた</sup> 対象者<sup>かた</sup> として<sup>かた</sup> おります。<sup>くたいてき</sup> 具体的には、<sup>かたがた</sup> その方々<sup>ちゆうさ</sup> にアンケート調査<sup>か</sup> を書いて<sup>しせつ</sup> いただく<sup>しよくいん</sup> べく、<sup>かた</sup> その施設<sup>かた</sup> の職員<sup>かた</sup> の方<sup>かた</sup> にも<sup>かた</sup> ござい<sup>かた</sup> ます。<sup>かた</sup> 協<sup>かた</sup> 力を<sup>かた</sup> いただく<sup>かた</sup> ことになり<sup>かた</sup> ますが、<sup>かた</sup> その施設<sup>かた</sup> にアンケート<sup>かた</sup> 調査<sup>かた</sup> 票<sup>かた</sup> と<sup>かた</sup> 返信用<sup>かた</sup> の封筒<sup>かた</sup> を<sup>かた</sup> 置<sup>かた</sup> かせて<sup>かた</sup> いただき、<sup>かた</sup> 書いて<sup>かた</sup> いただける<sup>かた</sup> 方<sup>かた</sup> にご<sup>かた</sup> 記<sup>かた</sup> 入<sup>かた</sup> いただき、<sup>かた</sup> 返信用<sup>かた</sup> 封筒<sup>かた</sup> で<sup>かた</sup> 送<sup>かた</sup> り<sup>かた</sup> 返<sup>かた</sup> して<sup>かた</sup> いただく<sup>かた</sup> ことを<sup>かた</sup> 想<sup>かた</sup> 定<sup>かた</sup> して<sup>かた</sup> おります。

岡委員 <sup>たいしやう</sup> 対象<sup>かず</sup> の数<sup>かず</sup> はどの<sup>か</sup> くらい<sup>か</sup> でしょうか。

事務局(西田事業計画担当係<sup>ちゆうさ</sup> 長) <sup>ていど</sup> 2,000サンプル<sup>あつ</sup> 程度<sup>おも</sup> を集<sup>おも</sup> めたいと思<sup>おも</sup> っておりますが、<sup>かいとうりつ</sup> 回答率<sup>かんけい</sup> の関係<sup>い</sup> で言う<sup>いま</sup> と、<sup>だいたいはんぶん</sup> 今のところ、<sup>おも</sup> 大体<sup>おも</sup> 半分<sup>おも</sup> ぐらい<sup>おも</sup> になる<sup>おも</sup> かな<sup>おも</sup> と<sup>おも</sup> 想<sup>おも</sup> 定<sup>おも</sup> して<sup>おも</sup> おります。

岡委員 <sup>かた</sup> グループホーム<sup>いりやうきかん</sup> にいる<sup>かた</sup> 方<sup>かた</sup> は、<sup>かた</sup> 医療機関<sup>かた</sup> にも<sup>かた</sup> かか<sup>かた</sup> ってお<sup>かた</sup> られ<sup>かた</sup> ますので、<sup>とうぜん</sup> 当然<sup>かた</sup> 、<sup>じゅうふく</sup> 重複<sup>かた</sup> も<sup>かた</sup> あり<sup>かた</sup> ますか。

事務局(西田事業計画担当係<sup>ちゆうさ</sup> 長) <sup>じゅうふく</sup> 重複<sup>さ</sup> を<sup>かたち</sup> 避<sup>かた</sup> ける<sup>かた</sup> ような<sup>ねが</sup> 形<sup>しかた</sup> で<sup>かた</sup> の<sup>かた</sup> 願<sup>かた</sup> い<sup>かた</sup> の<sup>かた</sup> 仕<sup>かた</sup> 方<sup>かた</sup> と<sup>かた</sup> い<sup>かた</sup> いますか、<sup>あんないぶん</sup> 案内文<sup>へん</sup> など<sup>ちゆうい</sup> で<sup>かた</sup> その<sup>かた</sup> 辺<sup>かた</sup> の<sup>かた</sup> 注<sup>かた</sup> 意<sup>かた</sup> 書<sup>かた</sup> き<sup>かた</sup> を<sup>かた</sup> する<sup>かた</sup> 予<sup>かた</sup> 定<sup>かた</sup> です。

岡委員 <sup>かた</sup> わかり<sup>かた</sup> ました。

浅香委員 <sup>あさかいいん</sup> 保健福祉<sup>かん</sup> に関する<sup>ちゆうさ</sup> アンケート<sup>なか</sup> 調査<sup>たいしやうしやすう</sup> の<sup>かた</sup> 中<sup>かた</sup> で、<sup>かた</sup> 対象<sup>かた</sup> 者<sup>かた</sup> 数<sup>かた</sup> が<sup>かた</sup> 5,000<sup>かた</sup> から<sup>かた</sup> 6,000<sup>かた</sup> という<sup>かた</sup> こと<sup>かた</sup> です<sup>かた</sup> けれど<sup>かた</sup> も、<sup>かた</sup> この<sup>かた</sup> アンケート<sup>かた</sup> の<sup>かた</sup> 目<sup>かた</sup> 的<sup>かた</sup> が、<sup>かた</sup> よい<sup>かた</sup> 、<sup>かた</sup> 普通<sup>かた</sup> 、<sup>かた</sup> 悪い<sup>かた</sup> という<sup>かた</sup> ことを<sup>かた</sup> 主<sup>かた</sup> と<sup>かた</sup> した<sup>かた</sup> 目<sup>かた</sup> 的<sup>かた</sup> で<sup>かた</sup> さ<sup>かた</sup> れ<sup>かた</sup> る<sup>かた</sup> の<sup>かた</sup> か、<sup>かた</sup> それ<sup>かた</sup> と<sup>かた</sup> も、<sup>かた</sup> 今後<sup>かた</sup> の<sup>かた</sup> 札幌<sup>かた</sup> 市<sup>かた</sup> の<sup>かた</sup> 福祉<sup>かた</sup> について<sup>かた</sup> いろ<sup>かた</sup> いろ<sup>かた</sup> な<sup>かた</sup> 要<sup>かた</sup> 望<sup>かた</sup> 等<sup>かた</sup> を<sup>かた</sup> 集<sup>かた</sup> め<sup>かた</sup> たい<sup>かた</sup> という<sup>かた</sup> ことを<sup>かた</sup> 主<sup>かた</sup> 眼<sup>かた</sup> と<sup>かた</sup> した<sup>かた</sup> アンケート<sup>かた</sup> 調査<sup>かた</sup> な<sup>かた</sup> の<sup>かた</sup> か、<sup>かた</sup> お<sup>かた</sup> 聞<sup>かた</sup> き<sup>かた</sup> たい<sup>かた</sup> たい<sup>かた</sup> と思<sup>おも</sup> います。

事務局(西田事業計画担当係<sup>ちゆうさ</sup> 長) <sup>ちゆうさ</sup> 調査<sup>ちゆうさ</sup> 項目<sup>ちゆうさ</sup> につき<sup>かた</sup> ま<sup>かた</sup> して<sup>かた</sup> は、<sup>いま</sup> 今<sup>かた</sup> 、<sup>かた</sup> 具体<sup>かた</sup> 的に<sup>かた</sup>

は検討中でございますけれども、方向性といったしましては、まず、実態がどのようなことなのかという把握と、今後に向けた課題の把握といたしますか、どのようなことを望んでおりますかという質問項目と、大きく分けて二つの構成で考えているところでございます。

浅香委員 後者の方も大きな目的ということであれば、郵送は5,000、6,000という形で結構だと思っておりますが、身体、知的については区役所とか主要公共施設に留置することをプラスアルファしてもいいのかなと思っております。ただ、統計をとる段階で何万にもなったら困るということであればまた考えようかと思っております。

事務局(西田事業計画担当係長) 調査方法とか集め方などは、今のご意見を参考にして検討していきたいと思っております。

西坂委員 保健福祉に関するアンケート調査の設問数が70問から約20問に減るところですが、大体どの辺を基準に減らして、どこに焦点を当てて20問に絞っていくのか、もしご計画されているならお聞きしたいなと思っておりました。

事務局(西田事業計画担当係長) 今までは70問ということで細かいこといろいろ聞いておりました。当然、データとして細かい情報も必要だということは承知しておりますが、アンケートの回収率が4割から5割ぐらいにとどまっております、その原因の一つとして、約70問の設定だとアンケート調査票用紙自体が非常に厚くなってしまうと、それを見た瞬間に回答意欲がなくなるということも一つの要因ではないかと考えました。いろいろ聞きたいのはやまやまですけれども、今回はテーマを絞り、地域生活支援、就労支援、共生社会の実現というテーマに基づいて、設問数も合わせ、質問文体もシンプルに答えやすいように20問前後に絞りたいなと考えて検討しているところでございます。

西坂委員 ありがとうございます。

千貝委員 このアンケート結果は、ホームページなどで公表される予定なのでしょうか。

事務局(西田事業計画担当係長) 今までの調査では、このような形で冊子にまとめて関係機関あるいは関係部署に配付しておりました。今回も、このような成果品といたしますか、報告書としてまとめて関係のところに配付する、あるいは、希望者にお

渡しするということを想定しております。また、ホームページでの公表につきましては、公表する範囲なども含めて検討したいと思っております。

田中会長 ほかはいかがでしょうか。

司会は余り質問しない方がいいのかもしれませんが、私からも伺いします。

先ほど佐川委員からもご指摘がありましたけれども、障害者基本法は平成23年に改定案が国会に出される予定なのです。その際、恐らく、かなりの確率で障がい範囲の拡大ということが行われると思うのです。発達障がい、高次脳機能障がい、難病も含めてですけれども、そうなったときに、3障がいを調査対象としていいかどうか、もうちょっと言うと、障がい児の親などまで広げる必要があるのか、ないのかというあたりははいかがでしょうか。

事務局(西田事業計画担当係長) それも含めまして、法改正の動向等もらみながら検討したいと思いますが、今のところ、調査の対象者の選定の仕方とか、技術的なことも含めまして、今は、手帳所持者のデータに基づいて郵送法でアンケートを実施するということを考えております。ですから、難病の方とか、いわゆる手帳がない方、札幌市にデータとして登録されていない方をどのように把握するかということでは、聞き取りとか意見交換も含めてこれから検討していきたいと思っております。

田中会長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

田中会長 それでは、時間もありますので、この件については終了させていただきます。

では、議題の二つ目ですが、これは情報提供ということで、発達障がい者支援施策についてです。

また、事務局の方からご説明をお願いします。

事務局(吉森発達障がい担当係長) 発達障がい担当係長の吉森でございます。

この件につきまして、ご説明を申し上げたいと思っております。

すわ せつめい  
座って説明させていただきます。

わたし ほう  
私の方からは、2種類の資料をご用意いたしました。

ひと め しりょう  
一つ目は、資料2-1、普及啓発用の小冊子でございます。これは、一般の方でもわかりやすく、見て、その障がいの特性がわかるような冊子をつくりたいというふうにかんがえておりました。発達障がいの、特に若者が、せっかく就職したにもかかわらず、コミュニケーションがなかなかうまくとれないという理由で職場をやめていく、そういう方々を一人でも減らしたいという思いを込めてつくったものでございます。昨年9月からことしの3月までの期間、発達障がいを含め、障がいのある方への就労支援を市内で実際にされているプロの方々に集まっていただいて、プロジェクトチームを立ち上げてつくりました。表紙は下町風ですが、昨年とはとら年だったので「虎の巻」とつけ、とらの巻に合ったような表紙ということでこのようなデザインになっております。

こんかい じへいしょう  
今回は、自閉症などの高機能広汎性発達障がいの方の理解を促すということでつくっております。主人公は2人なのですが、1ページを開きますと、左下に虎夫さんという男性が出てまいります。虎夫さんは、とあるベーカリーに就職して、自閉症と診断されておりますけれども、あいまいな指示ですとか予定外の仕事に戸惑ったり、自分から進んで指示を聞くこともなかなかできず、怒られることもしばしばあるということから入っていております。

みひら  
4ページ、5ページを見開きでござんください。ストーリーは全部で八つありますが、見開き2ページで5コマのイラストで構成いたしました。左上でうまくいかなかった例、真ん中で互いの思いの違い、認知の違いを表現いたしました。右半分に対応を変えてうまくいったと。一番下は、字が小さいですが、言いたかった障がいの特徴を入れてあります。

はったつしょう  
発達障がい者の就労を支えている事業所などで、実際に支援するときには活用していただければというふうに思っております。5月以降、この配布をやってきておりますが、この4カ月で、市内、道内、そして道外も含めておよそ300件以上のお問い合わせをいただいております。高等養護学校の先生方からは、卒業する生徒の就職先の企業開拓に使いたい、小・中学校の養護教諭の先生方は、生徒の

理解とか先生の理解を深めていきたい、そして、ジョブコーチ、就労支援関係者、NPO法人等の相談支援を行っているところ、そのほか精神科の医療機関とか大学や銀行の人事課、ほかに支援者の会、保護者の会など、勉強会の教材として使いたいというふうな申し出があります。最近では、文科省の特別支援教育調査官から、全国の養護学校の先生の研修会の教材として使わせてほしいというふうな連絡も入っております。また、直接、障がい福祉課の事務室にも、息子がイラストの虎夫さんと同じような表情をするので、どうしたらいいのか、これを参考にしたいという保護者の方がおいでになっております。ご家族や周囲の方々に、本人が何に困っているのか、どう対応していったらいいのかということを知りたいという思いで使っていると思っております。

また、7月にはこの冊子の意見交換をいたしました。北海道中小企業家同友会、障害者問題委員会の皆様との共催で実施させていただいておりますが、発達障がい者の親の会の全国組織でありますJDDネット北海道の方々を中心に、配付先の機関、団体にご案内いたしました結果、100人の方がお集まりいただきました。これだけの方々に集まっていただくということは、やはり、障がいと就労に関する支援はこれから始まりかなというふうな感じもいたしました。

このとき、親の会の方から、これまで、子どもたちが職場でうまくいかないときは、上司や同僚などから、障がいが悪い、障がいがあるからうまくいかないというふうに言われ続けてきた、ただ、この冊子を見ると、会社側もやはり努力をする余地があるのではないかと、障がいばかりが悪くないというふうはこの冊子は言ってくれていると思うというようなご意見をいただいております。私どもも、職場での通訳本といいますが、ツールとして使っていればありがたいと考えたのですが、それ以上に、ご家族への励ましという役割という見方、そういう位置づけもあったのかなということに気づかされております。これからも、多くの就労支援者の中で互いに理解し合えるよう、辞書のような一つのツールとして使っていただけのようにと考えております。

続きまして、二つ目の資料でございますが、つづられている資料2-2の札幌市発達障がい者支援施策体系です。

札幌市では、子どもから大人までの発達障がい者が一貫した支援を受けられる体制

づくりに取り組んできておりますが、今後の有効な支援づくりに向けた作業として発達障がい者支援に関係する札幌市の部局、関連事業に関する整理を行いました。これが体系図でございます。

これは、平成17年度から始めている、札幌市発達障がい支援関係機関連絡会議という発達障がいの方の保護者、それから支援機関、関係者、市の職員で構成された会議がありますが、その会議の報告書をベースとして現在の実情を加味してつくりました。

例えば、35ページをごらんください。

A3判横のたたんである資料ですが、全体の目標と基本目標、それから、横に対象者、施策、関連事業という並びでつくっております。基本目標としては、早期発見、早期に支援をしていく、そして、その下には地域生活就労支援と続いていくのですが、早期発見、早期支援の中では対象者を決めております。そして、その対象者への施策を続けておりまして、それに対する関連事業を書いておりますけれども、早期に気づいて支援につなげるものとして、一番上の、早期に気づき、その子に合った養育環境を整え、そして養育者の方々がその子に合った養育行動がとれるための事業というふうなつくりをしております。

その下の2ページ目には、ネットワークというふうに続いておりますけれども、このように現在行っている事業を集めて体系化して全体を眺めてみると、やはり、取り組みが必要である、今後課題であるということが浮き彫りにされてきていると考えております。充実を必要とする課題に対する今後の施策の充実に向けて活用していきたいというふうに考えています。

その後4種類のマップをつけております。全部で4枚ありますが、相談窓口を示す一覧表でございます。今、印刷にかけている最中ですが、完成次第、地域の関係機関等を中心に配付しまして、ご活用いただけるように準備をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

田中会長 ありがとうございます。

発達障がい児支援の施策ということで、「虎の巻」と施策体系図についてご説明い

ただきました。

委員の皆さんから何かご質問、ご意見はございますか。

「虎の巻」は、非常にわかりやすく、よくできていて、これはいろいろ使えそうですね。

何か、ご質問はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

田中会長 なければ、この件についてはこれで終了させていただきたいと思えます。

続きまして、議題の三つ目ですが、これも情報提供ということで、移動支援のガイドラインの作成についてです。

これもまた、事務局の方からご説明をお願いします。

事務局(安田給付管理係長) 給付管理係長の安田でございます。

この件につきまして、私の方からご説明させていただきたいと思えます。

移動支援ガイドラインですけれども、そもそも移動支援とは何かということになりますが、これは、外出時に移動が困難な障がいのある方に、ヘルパーを派遣して移動の介助を行うサービスということになっております。このサービスにつきましては、自立支援法施行前までは国の方の定めるサービスでございましたが、自立支援法施行後は市町村サービスになっております。

このガイドラインでございますが、これは、我々行政機関と事業者、利用者との意見交換会の中から生まれたものでございます。移動支援事業につきましては、そもそものような移動についてこのサービスが認められるのか、認められないのかといったところの境界が非常にあいまいということで、多くの疑問とか、さらにはご要望が多くあったことから、私も昨年の10月から各区を回って事業者並びに利用者との意見交換会を行ってまいりました。そして、その中から出されたさまざまなご質問に対する答えをまとめるとともに、可能な限りご要望を取り入れて作成したのがこのガイドラインでございます。

当初、意見交換会を始めるに当たっては、ガイドラインをまとめるつもりはなかったのですが、事業者との意見交換会の中で最も多かった要望というのが、実

はこの意見交換会を踏まえた詳しいガイドラインを作成してほしいということでございましたので、急遽、作成することといたしまして、ことしの6月に入ってご提示させていただいたものでございます。さらに、案ができた段階ですぐに確定してポンとお出しするのではなく、また各区を回って事業者に説明させていただいて、新たなご質問等を取り入れながら作成したものでございます。この作成後は、当然、全事業者にお送りするとともに、全区に配架させていただいて、ホームページ、さらには全国の政令市に配付したものでございます。

この移動支援のガイドラインの中身でございますけれども、当然、この意見交換会の中で寄せられた質問、または行政に寄せられた多くの質問への答えを載せさせていただくと同時に、要望としてありました幾つかのものを加えて、移動支援の範囲を拡大した形でこのガイドラインを作成させていただいたものでございます。

以上、概略についてはこのようになっております。

田中会長 ありがとうございます。

移動支援のガイドラインの作成についてということで情報提供をいただきましたけれども、この件について、何か委員の皆さんからご質問、ご意見はございますか。

佐川委員 移動支援のガイドラインは、自立支援法がかなりいろいろな形で改正された中で、札幌市の今までの移動支援事業の中身が、意見交換会等において、このガイドラインの中でかなり活動しやすいような範囲に広げられたと思っております。ただ、国の政策にコミュニケーション支援というようなものがある中で、例えば、視覚障がい者部門の移動支援の中のコミュニケーションは、例えば代読、代筆といった中で、今までは家から家まで送り迎えするに当たって玄関から玄関までということでありました。しかし、コミュニケーション支援というものが入ってくると、代読とか代筆がなうようになった、あるいは、外出するまでの準備についても認められるようになってきました。その代筆、代読の範囲は、例えば、玄関先で来た手紙のあて先を読んでもらう、あるいは、ちょっとした簡単な文章を書いてもらう。外出先の場合はいいいのですが、自宅で、例えば、家庭の玄関先ではなくて中へ入って上がり込んでこれを読んでもくれと、こういう文章が来ているからこれに中身を書いてほしい、あるいは、準備に当たりましては、冷蔵庫にいろいろ入っているのけれども、どこにどうやって自分でし

まったかわからないので中身を見てくれとか、ちょっと上がってくれといった場合に、どこからどの範囲なのか、居宅介護との関係もあるのでしょうか、あるいは時間的な関係もあるかと思いますが、これらの細かい指針は各事業所で決めるということなのでしょうか。

事務局(安田給付管理係長) どこまでが移動支援として認められるか、今のお話を聞いても難しいなというふうに委員の皆さんもお考えになるかと思いますが、私も、今お聞きして、どこまで認められるというふうにこの場で言っているのか、正直、難しいところがありますので、持ち帰って検討させていただきます。ただ、そういったご質問等はこれから多くいただくことになるとと思いますので、またこのガイドラインの方に載せさせていただいて事業者周知等を図っていきたくて考えているところがございます。

原則として、外出に伴って必要となる身の回りのお世話なのですね。ですから、家の中に上がり込んで外出準備行為に必要なものについては、多分、それは家事援助の範疇に入るのかなというふうに私は今考えております。

佐川委員 代筆、代読に関しては、その中身の問題もありましょうし、時間的な問題もあるかとは思いますが、今後、そこら辺も検討していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

田中会長 難しいですね。このニーズに関してはこっちのサービス、その続きのこのニーズに関してはこっちのサービスと、利用者側からすれば本当は全部つながっているのですけれども、サービスが類型化されているところの問題もあるのでしょうか。

検討させてくださいということですので、よろしくお願ひします。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

田中会長 ないようでしたら、次の議題に移らせていただきます。

次は、4番目の国の障がい者制度改革の動きについてということで、先ほども少しお話しがありましたけれども、具体的な動きの概要について事務局の方からご説明をいただきたいと思ひます。お願ひします。

事務局(西田事業計画担当係長) 事業計画担当係長の西田と申します。

資料 4 をごらんください。

A 3 判の横になっているものです。

現在、内閣府に設置されております障がい者制度改革推進会議などにおきまして、制度改革に向けた議論が進められていることはご承知のとおりだと思っております。障がい者保健福祉施策を見直すまでの間におきまして、自立支援法の一部を改正する法律案というものが5月下旬に衆議院厚生労働委員長提案という形で衆議院を可決し、参議院に送られたところをごさいましたけれども、本会議が開催されず、6月中旬に廃案になったという経緯がございました。

先ほどの推進会議などでの議論を踏まえまして、政府におきまして、6月29日に、障害者制度改革の推進のための基本的な方向についてというものが閣議決定されたところをごさいます。それが資料4と書いてあるものでございます。障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を初めとする障がい者に係る制度の集中的な改革の推進を図るものというふうになっておりまして、内容的にはこれからご説明するようなことになっております。

資料の一番上の目的・基本的な考え方というところですが、これは、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性と尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を図るというものでございます。

次に、左上の枠の中にあります、方向性でございます。地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築、二つ目として、障がいのとらえ方と諸定義の明確化の二つが掲げられているところがございます。

その下に行きまして、今後の改革の進め方といたしまして、まず、一つ目は、障害者基本法の改正等について平成23年の法案提出を自指すというもの、二つ目として、障害を理由とする差別の禁止に関する法律について平成25年の法案提出を自指すというもの、三つ目として、障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする障害者総合福祉法について、平成24年の法案提出、平成25年8月までの施行を自指すというものでございます。

最後に、資料の右に行きまして、個別分野の検討項目ということですが、検討

項目が11項目あげられておりまして、一つ目が労働及び雇用、二つ目が教育、三つ目が所得保障、四つ目に医療、五つ目が障がい児支援、六つ目が虐待防止、七つ目が建物利用・交通アクセス、八つ目が情報アクセス・コミュニケーション保障、この九つ目が政治参加、10番目に司法手続、最後に国際協力という検討項目があげられております。

細かい内容につきましては、A3判資料の次に、1ページ目から8ページ目までにかかる閣議決定の文書をつけておりますので、ご参照していただければと思います。

以上でございます。

田中会長 国の制度改革の動きについて概略をご説明いただきました。

いまくに 国の制度改革の動きについて、何かご質問がある委員の方はおられますか。

さがわいいん 質問というか、お願いします。

じつ さき い 実、先ほど言われましたように、自立支援法が参議院に送られて、成立寸前のところで廃案になってしまったわけです。今、推進委員会の方で検討されていまして、それを第1次意見書として内閣の方に送られて、それが閣議決定されました。この意見書の中身は、ホームページにも出ていますが、かなりの量ががあります。その中で、障がい者と健全者が本当に同等の立場で生活できるように、あるいは、それが障がい者にとって不利益にならないように、あるいは、障がい者の不利益なことは健全者にとっても不利益な部分があるというようなことが書かれています。そして、例えば、コミュニケーション、情報とか、交通福祉法だとか、それから権利条約だとか、いろいろなことが書かれて、こう改善しろと意見書が出ていますが、各団体によって、その中身について、本当に、例えば、教育なんかで言うと特別支援学校の今後の改革はおかしいということで、これからまた反対運動とかが起きるらしいのですが、障がい者団体によって反対するものが結構あります。それについて、また第2次意見書等をまとめるのですが、交通福祉法、バリアフリーは国土交通省ですが、そういうふうにとにかく各省庁で法案を作成しなさい、各省庁によって平成22年度中に法案を作成しなさいと、あるいは平成23年度中に法案を作成しなさいというふうで意見書が出ているわけです。

ところが、中については非常にいいことも書いてあるのですが、施行は平成25年8

がつだ。ほんとうをい、しょうがいはしゃだんたいとしてはへいせい25ねんまで待ってられないの  
です。ましてや、いまの民主党政権はいつたおれるかわかりません。せいけんがかわると、ま  
たこのなかみのやりかたがかわってしまうわけです。そんなことで、せっかく各しょうちょうはやめ  
にほうあんができるころはできていくのですから、ほんとうにできたときからほうあんとおしこう  
して、まとめてへいせい25ねんどからということではなく、しこうしていただきたいなと思  
う  
のです。

あたらしいかいせいされたほうあんなか、かくこうきょうだんたいたい、しさく、こうきょうだんたい  
でこういうふうにした方がいいよ、こういうふうにしなさいというようなものがけつこう  
あります。たとえば、バリアフリーにしても、いまはじゅうてんてきせいび、ほんとう  
にかくさが生じているということが書かれていて、かくさがないようにとか、あるいは、コ  
ミュニケーション支援でも細かいことが書かれています。これは、くにの法ができるまえ  
あっても、かくこうきょうだんたい、さき、たと、さっぽろし、さっぽろし  
しょうがいはふくしせいど、みなお、なか  
障がい福祉制度の見直しとかがありますので、その中でアンケートをとりながら、くに  
ほうりつ、き、かくこうきょうだんたい  
法律が決まらなくても、各公共団体でできるものはどんどん取り入れてやっていただ  
きたいというようぼうでございます。

いじょう  
以上です。

たなかかいちょう、いま、さがわいいん、ようぼう、じむきょく、ほう、なに  
田中会長、今、佐川委員からご要望をいただきましたけれども、事務局の方で何か  
ありますか。

じむきょく、あまだしょう、ふくしかちょう、さがわいいん、ようぼう、わたし、おも、う  
事務局(天田障がい福祉課長)、佐川委員のご要望については、私たちも重く受  
けとめたいと思っております。

さき、てんめ、しょう、ふくしけいかく、しょうがいしゃほけんふくしけいかく、かいていきぎょう  
先ほど、1点目の障がい福祉計画、それから、障害者保健福祉計画の改定作業  
のプロセスのご説明いたしましたが、国の施策も、むかし、だいたい、ねん  
ねん、みなお、じだい、さいきん、ねん、ねん  
年スパンで見直しがかかっていました。そういう時代から、最近では1年、2年で、また  
は、せいけんがかわることでガラリと変わると、これは、とうじしゃ、とうじしゃ、ふく  
しみん、ほんとう、ぎもん、じつ、われわれ  
市民にとって本当にいいことなのだろうかという疑問が実はございます。ただし、我々  
としては、なん、う、しさく、はんえい、おも  
ととしては、何とかしてそれを受けとめながら施策に反映していきたいというふうにおも  
っております。

くに、はやめ、ほうこうせい、しめ、じちたい、さいだい  
やはり、国としては早目に方向性を示していただきたい、これは自治体としては最大

のお願いであります。一方で、各法律はだれを拘束するのか。当然、利便性を図っていくということであれば、利用の当事者は障がい当事者、またはそのご家族ということになるとお思います。ある法律では行政を拘束し、ある法律では事業所を拘束し、その事業所も、例えば雇用の分野もあるでしょうし、交通事業者ということもあります。そういったしますと、やはり一定の準備期間が十分になれば、逆に言いますと、これまでの私たちが経験してきた支援費制度、障害者自立支援法も十分に準備期間がなかったために非常に混乱したという苦い経験があります。そういった面では、準備期間についてはきちんととるべきでないかというふうな気持ちもあります。

そこで、私たちとしては、次に何ができるかということになりますと、佐川委員からご提言がありましたように、方向性が示されたということであれば、それをできるだけ計画の中に反映していく、また、計画ではなくても予算の中で反映していくという方法もあるのではないかなというふうに思っています。今、直ちに具体的ということではございませんが、私たちもそういった方向性で今回の計画の改定作業に臨んでいきたいと思いますが、これも、いかんせん、見直しの内容が出てくるかどうかという時期が、我が方としてはちょうど作業のエンドポイントを迎える時期でもある、そういう意味では非常に悩ましいなというところでございます。

最後のところでお話をしようと思っていたのですが、福祉計画は、障害者保健福祉計画、障がい福祉計画だけではなくて、先ほどは介護保険計画と高齢者保健福祉計画のお話もいたしました。もう一つは、実はもっと広い地域福祉社会計画というものがあります。札幌市でいきますと福祉計画は大きくはこの三つで、グループ的に言うと障がい者、高齢者、それから、それらを含めて市民サービス全体に係るいわゆる地域福祉的な関連での地域社会福祉計画があります。これは、それぞれ関連のあるものですので、これをばらばらにつくるということではなくて、きちんと関連性を持たせたものをつくっていくということが、我々としては当然必要なことになります。

参考までに、これらも、実は平成15年に制定しまして、平成24年が最終年度です。しかし、今のところ、それぞれについて、1年、前倒しをいたしまして、平成24年度からの計画スタートという形で足並みをそろえようというふうに庁内の会議の中でも話し合っております。そういった足並みにも何とか乗れるような形で作業を進

めていきたいというふうにおもっております。

いじょう  
以上です。

さがわいいん よろしくおねがいしたいと思います。くに せいさく さっぽろし かんが  
佐川委員 方もあろうかと思えますけれども、じょうほう か  
情報はいろいろ変わります。そんなことで、でき  
れば、こういうすいしんかいぎのときだけではなくて、かくいいん じょうほう  
各委員にこういう情報がありますと  
いうことをじぜん ていきょうしていただければありがたいなと思えます。よろしくおねがい  
します。

じむきょく あまだしやう ふくしかちやう じょうほうていきやう ほうほう じゅうぶんけんとう  
事務局(天田 障 がい福祉課長) 情報提供の方法については十分検討させ  
ていただきたいと思えます。

たなかかちやう ねが  
田中会長 ありがとうございます。よろしくおねがいします。

いいいん みな なに  
委員の皆さん、ほかに何かございますか。

おかいいん で きほんてき しょうがいしゃけんりじやうやく ひじゅん む  
岡委員 ちらっと出てきたのですが、基本的には障害者権利条約の批准に向け  
てのかんきやうせいび おも くに ひじゅん すじみち  
環境整備だと思えるのですが、国としてはいつごろ批准するというような筋道  
のじょうほう さっぽろし  
情報は札幌市にあるのでしょうか。

じむきょく あまだしやう ふくしかちやう しょうがいしゃきほんほう ないかくふ じやうやく  
事務局(天田 障 がい福祉課長) これは、障害者基本法については内閣府、条約  
ひじゅんとう てつづき がいむしやう こうせいろうどうしやう  
の批准等の手続は外務省ということになりますので、いずれにしても厚生労働省  
いがい しょうちやう しょうかん ちやくせつてき じょうほう  
以外の省庁で所管しておりまして、そこから直接的な情報があるわけではあり  
ません。かんせつてき じょうほう こじんてき しょうち  
間接的な情報ということで個人的に承知しているものとしましては、いま  
ところ、なんねん ひじゅん こくないほう せいび  
何年に批准するということまではいっておりません。やはり、国内法の整備  
がさき せいき せいび せいびもくひやう  
先であるということはあるのですが、これも、どこまで整備をすれば、また、整備目標  
がた ひじゅん じつ せいぶんかんけいしゃ しょう どうじしゃ だんたい  
立てば批准するかわからないか、ここも実は政府関係者と障がい当事者の団体でかな  
りいけん わ き いけん めん なに もんだい  
意見が分かれているというふうに聞いております。そういった面では、何が問題にな  
っているかという、ほうりつじやう しょう しゃ けんりせい めいぶんか さき  
法律上、障がい者の権利性をきちんと明文化されなければ、先  
にしょうやく ひじゅん とくじしゃだんたい  
に条約を批准してしまうとそれでいいということになるのかというところが当事者団体  
としてのいけん さき こくないほう せいび かんが かた  
意見です。そういうことで、先に国内法を整備すべきであるという考え方の  
もとに、いま しょうがいしゃきほんほう ふく かくほう せいび すす  
今、障害者基本法を含めた各法の整備を進めていくというふうになったの  
だと思えます。そういった面では、それぞれのほうりつ しこうきじつ  
法律の施行期日をいつごろにしようか  
というのはこれからあると思えますが、ある程度それらのめどがた じてん しょうやく ひじゅん  
た 立った時点で条約を批准

するのかなというふうにおもいます。そうすると、いつごろかというところですが、平成25年だと遅いとおもいますので、多分、24年あたりをめぐりにしているのかなというふうに個人的にはおもっています。

岡委員 ありがとうございます。

田中会長 ほかになにかございますか。

(「なし」と発言する者あり)

田中会長 ないようですので、本日の議題につきましては、これで一応すべて終了いたしました。

そのほか、事務局から何かございますか。

事務局(安田給付管理係長) 給付管理係長の安田でございます。

私の方から、最後になりますけれども、札幌市障害福祉サービス事業所等空き情報ホームページというA4判横の資料についてご説明させていただきたいとおもいます。

この空き情報ホームページの説明をする前に、先ほどの移動支援ガイドラインについて一つ追加でご説明させていただきたいとおもいます。

札幌市の移動支援事業は、先ほどお示しいたしました移動支援ガイドラインをもってすべて終わりというわけではございません。移動支援というものは、障がいのある方の自立支援を促進するために不可欠なサービスでございますので、これをさらに充実、発展させていくために、今、内部でさらに使いやすい移動支援を自指して検討しているところでございます。この移動支援は、札幌市ならではのものをつくっていきたいということで今努力しているところでございますので、ご報告させていただきたいとおもいます。

それでは、札幌市障害福祉サービス事業所等空き情報ホームページについてご説明させていただきたいとおもいます。

この空き情報ホームページは、ことしの7月末に既に開設しております。これは、どこの事業所が受け入れ可能かということを実タイムで利用者にわかっていただくことを目的として開設しているものでございます。そして、多くの利用者にごらんいただけるように、広報さっぽろ8月号に載せておりますし、さらに、今後、サービスの支給

決めていじ あんない とつ どうふう りようしゃ はいふ かんが  
決定時に案内チラシ等を同封して利用者に配付したいというふうに考えております。

このホームページ開設の目的でございますが、真ん中に書いてございますけれども、障がいのある方が利用するサービス事業所を選択する際に、実はかなりの時間と労力がかかっているという実情がございます。区役所にはサービス事業所一覧表がありますけれども、札幌市内の事業所というのは実は1,000を超える数がございます。それを自分のサービスに合った事業所ということで検索して行くのですが、かなりの枚数の中で探して行って、さらに上から電話をかけて受け入れできますかということを確認していかなければならなかったという実態がありました。そこで、ホームページをごらんいただくだけで、空き情報がわかるものがあれば便利ではないかということで開設したものでございます。

このホームページの特徴でございますが、一番下でございますけれども、各事業所は空き情報を随時更新することができるようになっております。さらに、空き情報だけではなくて、この事業所の詳細情報を掲載することも可能になっております。事業所によっては、事業所の外観並びに内部、グループホーム、ケアホームなどが多いですが、内部の部屋の状況等を写真に載せてPRしているところもございます。さらに、閲覧者の方は、条件を指定して空き情報を検索することができます。どこの区の事業所を知りたい、どういうサービスを提供している事業所を知りたいという条件設定をして検索することもできますし、更新日時が新しい事業所順になら並べかえることも可能です。この更新というのは、受け入れ可能かどうかという情報は事業所の方で入力していただくのですが、頻繁に入力してくれている事業所は比較的検索しやすい上の方に表示されるような形で工夫させていただいております。さらに、ルビ振り機能つきのソフト、読み上げ装置等々のソフトをダウンロードできるように準備しておりますので、多くの方にご活用いただければということで開設したものでございます。

わたし ほう いじょう  
私の方からは以上でございます。

たなかかいちょう じむきょく じかい よてい せつめい ねが  
田中会長 それでは、事務局から次回の予定についてのご説明をお願いします。

じむきょく あまだしやう ふくしかちやう いちおう じむきょく きやうせいてき せつめい いじょう  
事務局(大田障がい福祉課長) 一応、事務局からの行政的なご説明は以上でございますが、次回の協議会の開催の期日でございます。

年度内にはもう一度開催したいと考えておまして、2月ないし3月、この時期にはちょうど定例市議会も開催されるものですから、その準備等も横にらみながら開催のスケジュールを立てさせていただきたいと思っております。

この協議会の大きなミッションといたしまして、障害者保健福祉計画の策定、それから障がい福祉計画の策定がございます。これにつきましては、施策推進協議会にお諮りして、その承認のもとに決めていくことになっております。その前段の調査をどう進めていくかということ、それから、どのような形で文章作成していくかということについてはまさに平成23年度に大きな作業として入ってまいります。そのように、本日、第1点目の議題でご説明させていただきました計画の策定に向けた準備作業について、もう少し掘り下げてご議論、または情報提供させていただきたいと思っております。

もう一つは、まだご記憶が新しいと思っておりますが、北海道障害者条例が本年4月に本格施行いたしました。その準備段階といたしまして、北海道庁の方にお越しいただき、条例の趣旨等について情報提供させていただきましたが、約1年後ということになりますので、施行後の状況についてはどうかと。特に、北海道として、虐待防止を含めたいわゆる障がいのある方の権利擁護を進めていくという非常に高い理念をもとに策定された条例でございますので、その後、この条例がどのように運用されているのかということにつきまして情報提供できればというふうに思っております。

それから、本日お諮りさせていただきました、計画の策定に向けての実態調査の進め方でございますが、これにつきましては、当協議会の会長を務めていただいております田中会長が福祉計画学の専門の先生でございますので、進め方につきましては会長のご指導をいただきながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

田中会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんから、きょう全体を通して何か。

佐川委員 きょうの議題には余り関連しないかもしれませんが、自分の団体のことを言うことになってしまいますが、就労支援のことなのです。

じつ さいきん、いろいろなきぎょうからしかくしょうがいしゃやとを雇いたいと言ってきたいています。ほんとうにありがたいことですが、そのなかで、やと雇ったけれども、すぐやめてしまったと。どうしてかと聞くと、いまきぎょうはどうしても仕事の主はパソコンなので、そうすると、おんせいなどをいろいろ入れたにしても、やはり仕事をするほんにんは非常に苦しいらしくて、自分のほうからやめてしまったというようなお話しです。

しかくしょうがいしゃは、いま、仕事としてはほとんどあんま、マッサージをやっておりますが、じつ、仕事がどんどんなくなってきております。ましてや、むしかくしゃがどんどんおうこうしてしかくしょうがいしゃの仕事をつぶしてあります。そんななかで、はいぎょうしゃがすごくいて、それが生活ほごせたいきつぼろし札幌市にとってもけいひがそちらに行ってしまうのではないかと、そういうじょうきょうかにあります。特に、しょうがいしゃしゅうろうをいっしょうけんめい一生懸命やっているのですが、いましかくしょうがいしゃかぎさいしゅうろうふくしゅうしよくりつがどんどん下がっております。そこで、いま、ハローワークなどでたいしよくしゃちゅうとで仕事をなくされた方のためのしよくのうくんれんというものがありますが、たとえしかくしょうがいしゃのパソコンのこうしゅうとが、さいしゅうろうむきのうくんれんきつぼろしすこでもかんがえていただきたいなというようぼうです。

いじょう  
以上です。

たなかかいちよう  
田中会長 ありがとうございます。

ほかに、いいんみななに、ぜんたいとあ  
ほかに、委員の皆さんから何か全体を通してございますか。

よろしいですか。

(「なし」とはつげんもの  
発言する者あり)

## 5. へい かい 閉 会

たなかかいちよう  
田中会長 それでは、ちようじかんきぎょうりよく  
それでは、長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

いじょう  
以上をもちまして、本日の第1回の協議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

以 じょう  
上